

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名： 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根 拠 条 項： 第4条第2項
処 分 の 概 要： 探偵業届出証明書の再交付
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 探偵業の業務の適正化に関する法律 第4条第3項（探偵業届出証明書の交付）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 3日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 営業所を管轄する警察署の生活安全担当課
問 合 せ 先： 生活安全部生活安全総務課防犯営業第三係 電話 03-3581-4321 内線 30351・30352
備 考：